

# 令和4年春の全国交通安全運動福島県実施要綱

## 1 目的

本運動は、広く県民に交通安全思想の普及・浸透を図り、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣付けるとともに、県民自身による道路交通環境の改善に向けた取組を推進することにより、交通事故防止の徹底を図ることを目的とする。

## 2 期間

- (1) 運動期間 令和4年4月6日（水）から4月15日（金）までの10日間
- (2) 交通事故死ゼロを目指す日 4月10日（日）

## 3 運動のスローガン

自転車も ルールを守る ドライバー  
〔年間スローガン  
わたります 止まるやさしさ ありがとう〕

## 4 運動の重点

- (1) 子供を始めとする歩行者の安全確保
- (2) 歩行者保護や飲酒運転根絶等の安全運転意識の向上
- (3) 自転車の交通ルール遵守の徹底と安全確保

## 5 主唱

福島県、福島県交通対策協議会

## 6 推進機関・団体

福島県交通対策協議会構成機関・団体  
地方交通対策協議会構成機関・団体  
市町村  
市町村交通対策協議会構成機関・団体

## 7 運動の重点に関する主な推進項目等

別紙のとおり

## 運動の重点に関する主な推進項目

### 運動の重点1 子供を始めとする歩行者の安全確保

#### (1) 歩行者の交通ルール遵守の徹底

ア 歩行者に対し、横断歩道を渡ること、信号機のあるところでは、その信号に従うこと等の基本的な交通ルールの周知に加え、自らの安全を守るための交通行動として、運転者に対して手をあげるなど横断する意思を明確に伝え、安全を確認してから横断を始めること、横断中も周りに気をつけること等を促す呼び掛けの強化

イ 歩行中児童の交通事故の特徴等を踏まえた交通安全教育等の推進

ウ 安全に道路を通行することについて、日常生活や教育現場における保護者や教育関係者からの幼児・児童への教育の推進

エ 高齢歩行者の死亡事故の特徴（65歳未満と比較して横断中が多いなど）を踏まえ、高齢者自身が、加齢に伴って生ずる身体機能の変化（例えば、認知機能の低下、疾患による視野障害の増加、反射神経の鈍化、筋力の衰えなど）を理解し、安全な交通行動を実践するための交通安全教育等の推進

#### (2) 歩行者の安全の確保

ア 通学路、未就学児を中心に子供が日常的に集団で移動する経路等における見守り活動等の推進

イ 反射材用品等の視認効果や使用方法等の周知と自発的な着用の促進

ウ 「ゾーン30プラス」の整備を始めとする生活道路対策の推進

エ 通学路交通安全プログラム等に基づく点検や対策の推進

### 運動の重点2 歩行者保護や飲酒運転根絶等の安全運転意識の向上

#### (1) 運転者の歩行者等への保護意識の向上

ア 交通ルールの遵守と歩行者や他の車両に対する「思いやり・ゆずりあい」の気持ちを持って通行する交通マナーの呼び掛け

イ 横断歩道等に歩行者等がいないことが明らかな場合を除き直前で停止可能な速度で進行する義務と横断歩道等における歩行者等の優先義務等の遵守による歩行者等の保護の徹底

ウ 運転者に対し、歩行者等の保護の徹底を始め、安全に運転しようとする意識及び態度を向上させるための交通安全教育や広報啓発の推進

エ 運転中のスマートフォン等の使用等の危険性についての広報啓発

オ 夜間の対向車や先行車がいない状況におけるハイビームの活用

#### (2) 飲酒運転等の根絶

ア 交通事故被害者等の声を反映した広報啓発活動等のほか、飲食店等における運転者への酒類提供禁止の徹底及びハンドルキーパー運動の促進など、地域、職域等における飲酒運転根絶への取組を推進し、「飲酒運転を絶対にしない、させない」という「飲酒運転を許さない社会環境」の醸成

イ 運転者の点呼時におけるアルコール検知器の使用促進や業務に使用する自動車の使用者等の義務に関する指導の徹底

#### (3) 妨害運転の防止

ア 妨害運転の悪質性・危険性の周知と罰則についての広報啓発

イ 「思いやり・ゆずりあい」の気持ちを持った運転の必要性、ドライブレコーダーの普及促進等に関する広報啓発の推進

#### (4) 高齢運転者の交通事故防止

- ア 高齢運転者に対する加齢等に伴う身体機能の変化が運転に及ぼす影響等の交通安全教育及び広報啓発
  - イ 衝突被害軽減ブレーキ等の先進安全技術を搭載した安全運転サポート車（略称：サポカー）の普及啓発
  - ウ 身体機能の変化等により安全運転に不安のある運転者等に対する安全運転相談窓口（#8080（シャープハレバレ））の積極的な周知及び利用促進と、運転免許証の自主返納制度及び自主返納者に対する各種支援施策の広報啓発による自主返納の促進
- (5) 後部座席を含めた全ての座席のシートベルト着用とチャイルドシートの正しい使用の徹底
- ア 全ての座席におけるシートベルト着用とチャイルドシートの使用義務の周知徹底及びその必要性・効果に関する理解の促進
  - イ シートベルトの高さや緩みの調整、チャイルドシートの確実な取付け方法及びハーネス（肩ベルト）の締付け方等、正しい使用方法の周知徹底
  - ウ 高速乗合バス及び貸切バス等の事業者に対する、全ての座席におけるシートベルト着用を徹底させるための指導・広報啓発の強化

### 運動の重点3 自転車の交通ルール遵守の徹底と安全確保

#### (1) 自転車の交通ルール遵守と交通マナー実践の徹底

- ア 原則として車道通行、車道は左側通行、歩道は車道寄りを徐行など「福島県自転車安全利用五則」に定める通行ルールや自転車通行空間が整備された箇所における通行ルールの周知と遵守の徹底
- イ 信号の遵守や交差点での一時停止・安全確認のほか、二人乗り、並進、飲酒運転、夜間の無灯火走行の禁止等交通事故防止のための基本的な交通ルールの周知と遵守の徹底
- ウ 傘差し等の片手運転、イヤホンやスマートフォン等使用時の危険性の周知と指導の徹底

#### 【福島県自転車安全利用五則】

- 1 自転車は、車道が原則、歩道は例外
- 2 車道は左側を通行
- 3 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行
- 4 安全ルール・マナーを守る
  - 飲酒運転・二人乗り・並進の禁止
  - 夜間はライトを点灯・反射材着装
  - 交差点での信号遵守と一時停止・安全確認
  - 運転中の携帯電話・ヘッドホン使用、傘さし運転の禁止
- 5 被害軽減のためヘルメット着用に努める

#### (2) 業務中の自転車の安全利用

自転車を用いた配達業務中の交通事故を防止するため、関係事業者等に対する交通安全対策の働き掛けや自転車配達員への街頭における指導啓発、飲食店等を通じた配達員への交通ルール遵守の呼び掛け等の推進

#### (3) 自転車利用者自身の安全確保

- ア 幼児・児童のヘルメット着用の徹底と全ての年齢層の自転車利用者に対するヘルメットの着用の推奨
- イ 自転車の被視認性の向上を図るために反射材用品等の視認効果等の周知と受け促進
- ウ 幼児を幼児用座席に乗車させる際のシートベルト着用と幼児二人同乗用自転車

- の乗車・降車時における転倒等の具体的な危険性の周知や安全利用に関する広報啓発の推進
- エ　自転車の安全を確保するための定期的な点検整備の促進
- オ　「福島県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」制定の周知及び自転車事故被害者の救済に資するための損害賠償責任保険等への加入促進

## 運動の実施要領

### 1 地域、家庭等における活動

- (1) 世代間交流を視野に入れた参加・体験・実践型の交通安全教室等の開催
- (2) 住民を主体とした交通安全総点検、ヒヤリ地図の作成等による危険箇所の把握と解消
- (3) 家庭内での話し合い等を通じた交通安全意識の向上、安全な交通行動の実践
- (4) 交通安全教育を受ける機会の少ない高齢者等に対する福祉関係者や地域の交通ボランティア等と連携した家庭訪問等による交通安全指導の推進
- (5) 地域が一体となった子供の見守り活動の充実

### 2 幼稚園、保育所、認定こども園及び小学校等における活動

- (1) 子供と保護者が一緒に学ぶ参加・体験・実践型の交通安全教室等の開催による、歩行中の安全な通行方法や自転車の安全利用等の基本的な交通ルール・マナーの教育
- (2) 保護者等を交えた交通安全総点検、ヒヤリ地図の作成等による子供の目線からの危険箇所の把握と解消

### 3 福祉施設等高齢者が利用する機会の多い施設等における活動

- (1) 参加・体験・実践型の交通安全教室等の開催による歩行中・自転車乗用中の安全な交通行動等の指導
- (2) 福祉機関等との情報共有等、連携した高齢者の交通事故防止活動の推進

### 4 職域における活動

- (1) 事業所等の業務形態に対応した交通安全教室等の開催
- (2) 飲酒運転・無免許運転・妨害運転等による交通事故の実態及び悪質性・危険性の周知
- (3) 横断歩道等における歩行者等優先義務の徹底と歩行者等に対する思いやりのある模範的な運転の実践
- (4) 交通法令を遵守し、体調面も考慮した安全運転の励行
- (5) 後部座席を含めた全ての座席のシートベルト着用とチャイルドシートの正しい使用の徹底
- (6) 自転車利用者に対する交通ルール遵守の徹底
- (7) 社内における広報啓発活動や職員による地域の交通安全啓発活動への参加促進
- (8) 安全運転管理者、運行管理者等による交通安全指導の徹底

## 実施機関・団体の活動

- 1 県・市町村（交通対策協議会）
  - (1) 関係機関・団体に対する運動の周知徹底及び街頭啓発活動等の実施
  - (2) 県民、地域住民に対する広報活動（広報車、広報紙、防災無線等）の実施
  - (3) 参加・体験・実践型交通安全教育の推進
- 2 教育委員会
  - (1) 各学校に対する運動の周知徹底及び広報活動の実施
  - (2) 各種教材を活用した交通安全教育の促進
  - (3) P T A 等関係機関・団体に対する協力要請
- 3 警察
  - (1) 交通指導取締り
  - (2) 交通事故情報等の提供
- 4 道路管理者
  - (1) 交通安全施設の点検
  - (2) 各種装置による道路情報等の提供
- 5 交通安全協会など県交通対策協議会構成機関・団体
  - (1) 広報・街頭啓発活動等の実施及び参加協力
  - (2) 会員・所属職員に対する運動の周知徹底